

**営業時間短縮要請【飲食店・第3弾】（8月7日（土）～9月12日（日））  
に係る協力金の申請受付（本申請）を9月14日（火）から開始します**

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の適用等に伴い、令和3年8月7日から9月12日までの間、県からの営業時間短縮等の要請に全面的に協力いただいた飲食店等の皆様に対する協力金の申請（要請期間後に受け付ける本申請）の受付を、9月14日（火）から開始します。

なお、大規模施設等については、詳細が決定次第、県ホームページ等でお知らせします。

**1 申請受付期間**

令和3年9月14日（火）～10月22日（金）

**2 申請方法等**

**(1) オンライン（9月14日（火）午後1時受付開始予定）**

- ・県ホームページ（[https://www.pref.gunma.jp/07/ct01\\_00020.html](https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00020.html)）  
上の申請フォームから申し込み

**(2) 郵送（10月22日（金）消印有効）**

- ・簡易書留など追跡ができる方法で以下申請先へ送付  
（申請先）

〒370-0811 群馬県高崎市相生町1-1 八十二銀行高崎ビル6階

「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金（本申請）審査センター」あて

**(3) 申請書配布期間・配布場所**

- ・配布期間：令和3年9月7日（火）～10月22日（金）
- ・配布場所：各行政県税事務所、市役所・町村役場、商工会議所・商工会

**3 相談窓口（電話対応のみ）**

名 称：群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金相談センター

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日を含む）

電 話：050-5444-6096

